

武蔵野市下水道事業(管路施設)における 次期官民連携方式の検討状況について



むさしの下水道のなかまたち

目次

1. 武蔵野市下水道事業の概要
2. 武蔵野市における現状と課題
3. ウォーターPPPの制度説明
4. 次期事業スキームの検討状況
5. 今後の予定について



Dr.シントー
(雨水貯留浸透施設)

1. 武蔵野市下水道事業の概要



うすいちゃん

武蔵野市下水道事業の沿革概要

昭和26年：都市計画決定・下水道事業計画認可取得(吉祥寺駅周辺39ha)

昭和45年：武蔵野第1処理区(神田川排水区、善福寺川排水区の一部)供用開始

昭和49年：武蔵野第2処理区(野川排水区)の一部供用開始

昭和59年：武蔵野第3処理区(石神井川排水区)の一部供用開始

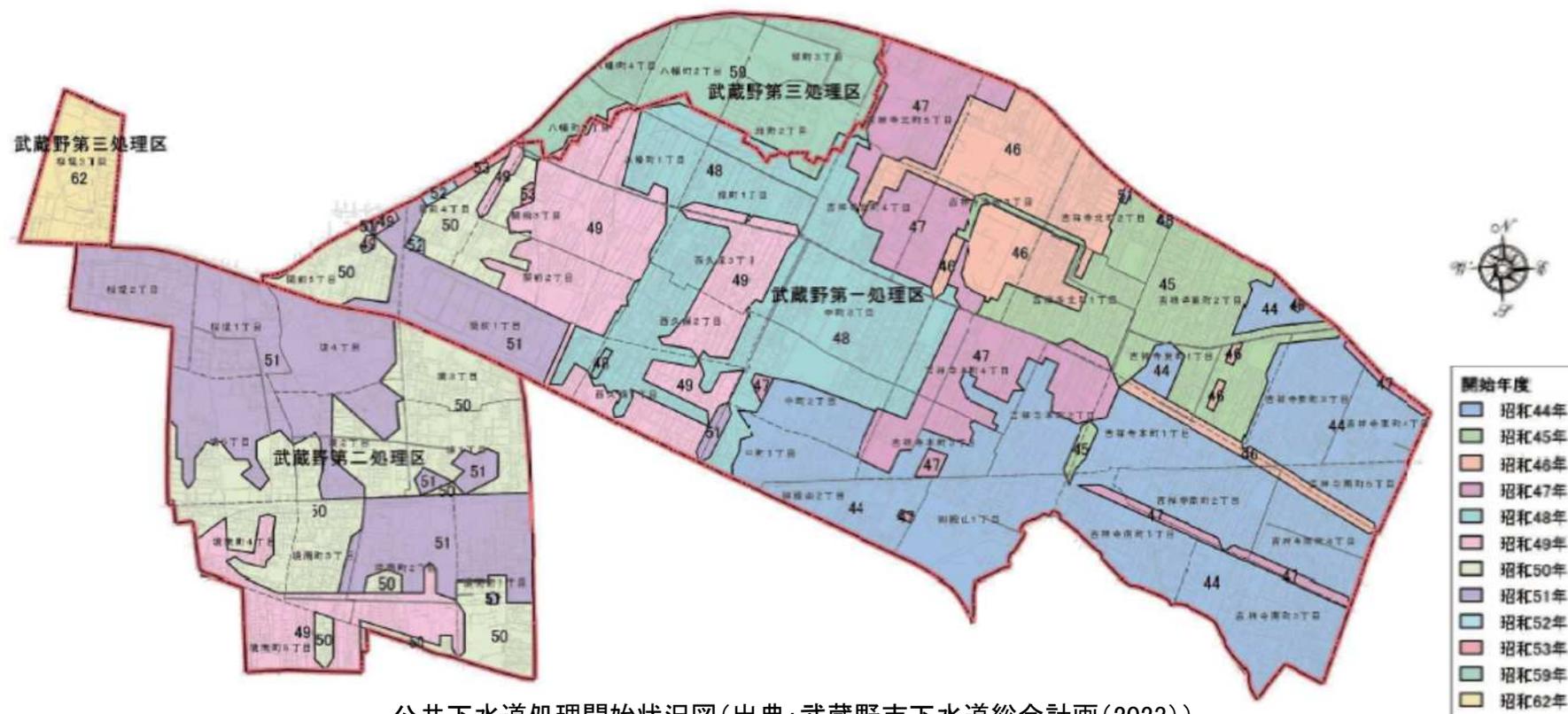
昭和62年：普及率100パーセントを達成

平成9年：受益者負担金制度廃止

令和6年：武蔵野市下水道施設長期包括業務委託を試行的に導入

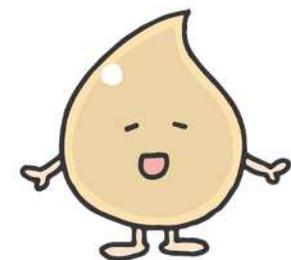
下水道事業の整備状況

項目	武蔵野第1処理区	武蔵野第2処理区	武蔵野第3処理区
面積(ha)	727	256	90
排除方式	合流式	合流式	分流式
処理開始年月日	昭和45年1月1日	昭和49年4月1日	昭和59年7月5日
主要な管きょ延長(m)	12,800	2,300	汚水 1,200 雨水 1,500
ポンプ所	大野田ポンプ所 北町ポンプ所	—	—
雨水貯留施設	北町雨水貯留施設	—	—
合流改善施設	神田川排水区(東部公園) 神田川排水区(井の頭二丁目) 吉祥寺東町一丁目 吉祥寺東町四丁目	—	—



公共下水道処理開始状況図(出典:武蔵野市下水道総合計画(2023))

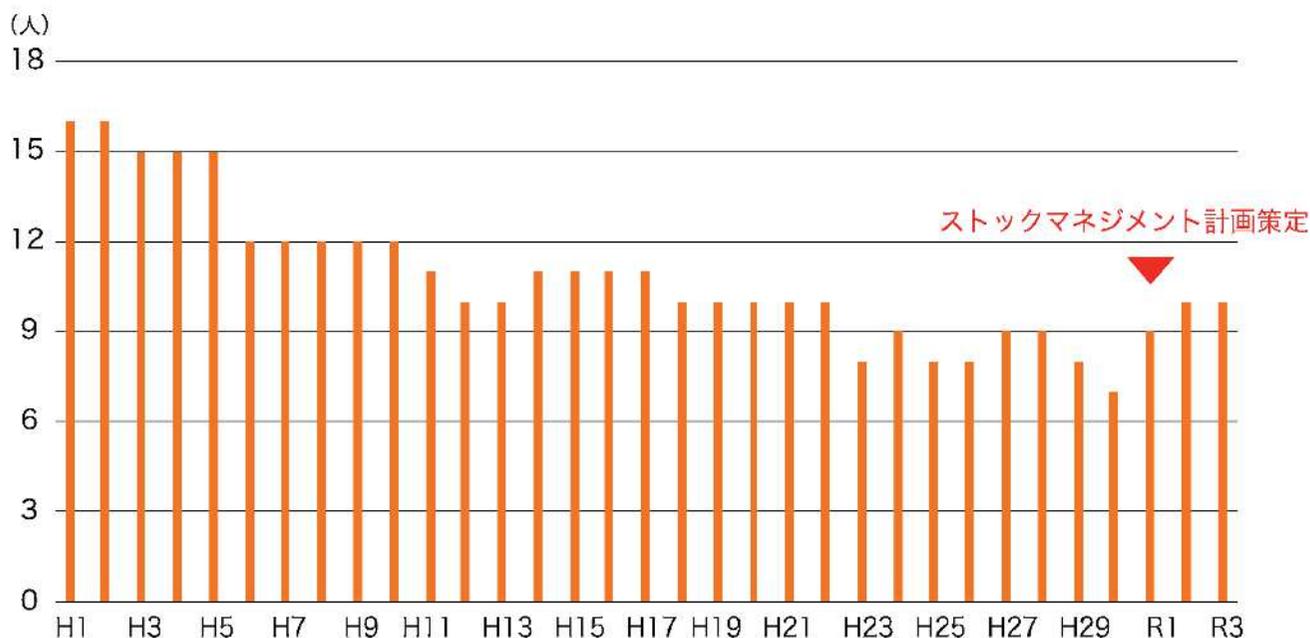
2. 武蔵野市における現状と課題



おすいくん

ヒトの現状

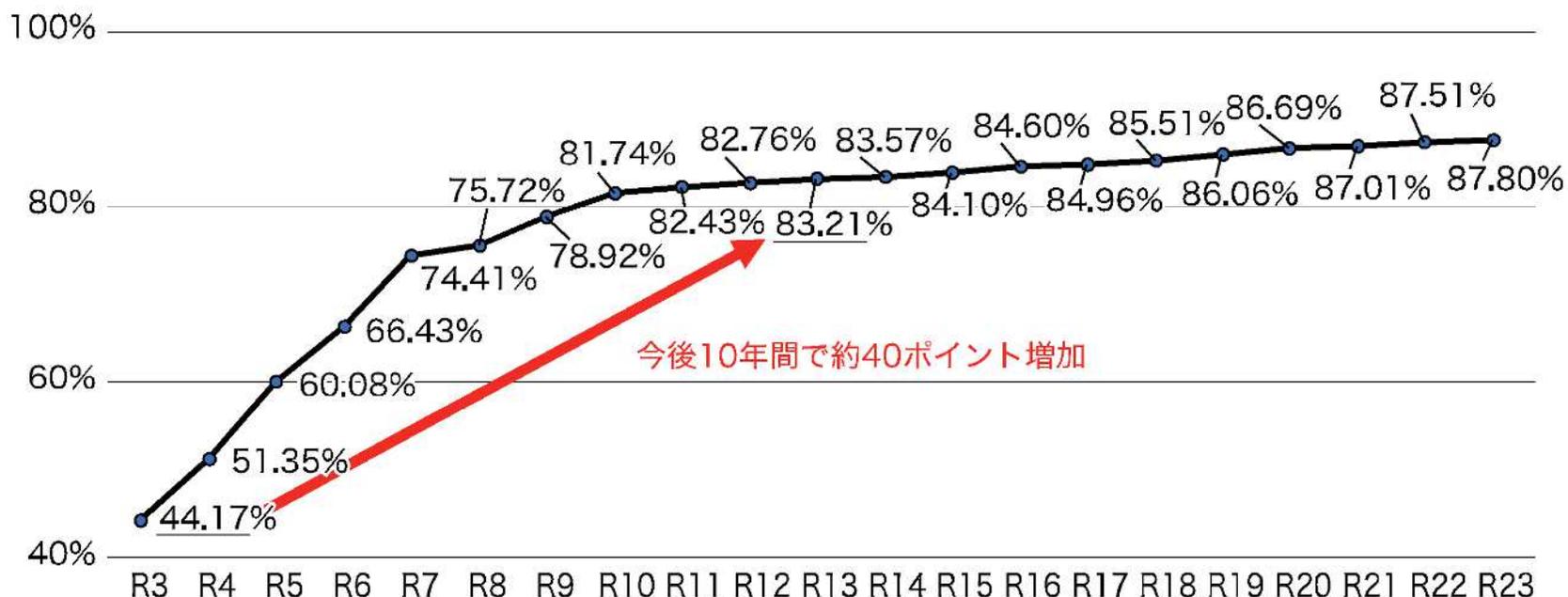
- ・下水道普及率100%を達成した昭和62年頃からは維持管理主体の業務に変化したことにより、下水道課の技術系正規職員は減少してきた。
- ・近年は下水道施設の老朽化への対応としてストックマネジメントの推進を行うことも踏まえ、下水道課の技術系正規職員が増員されている。
- ・急増する老朽化施設の改築等の対応に向けて、効率的な事業運営による執行体制の確保と経営の安定化が求められているため、令和6年度より武蔵野市下水道施設長期包括業務委託を試行的に導入した。



本市下水道課における技術系正規職員数の推移(出典:武蔵野市下水道総合計画(2023))

モノの現状

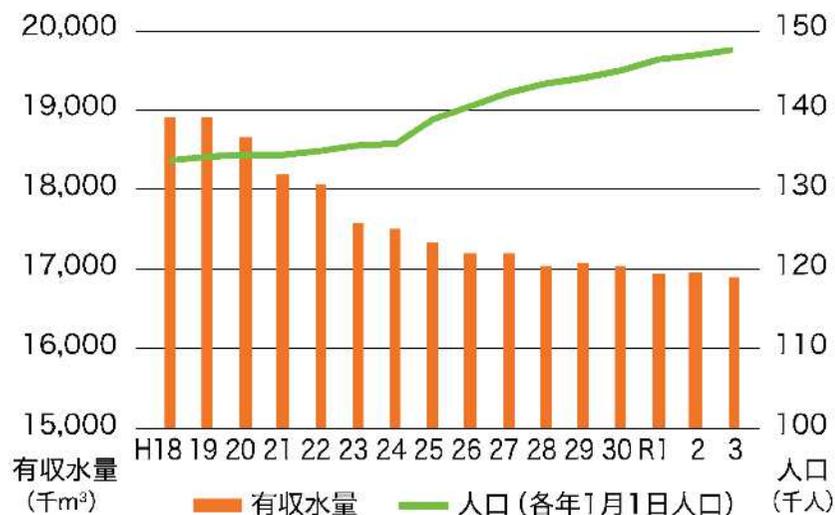
- ・本市は昭和27年度に下水道施設の整備に着手し、現在の管きよ総延長は約312km（令和7年度末時点）となっている。
- ・法定耐用年数を超える管きよの割合は、令和3年度末時点で約44%（令和7年度末時点で約70%）、令和13年度には約83%と、急激に増加していく見込みである。
- ・武蔵野市下水道施設長期包括業務委託では、一部の小口径及び中大口径管の改築工事を実施している。



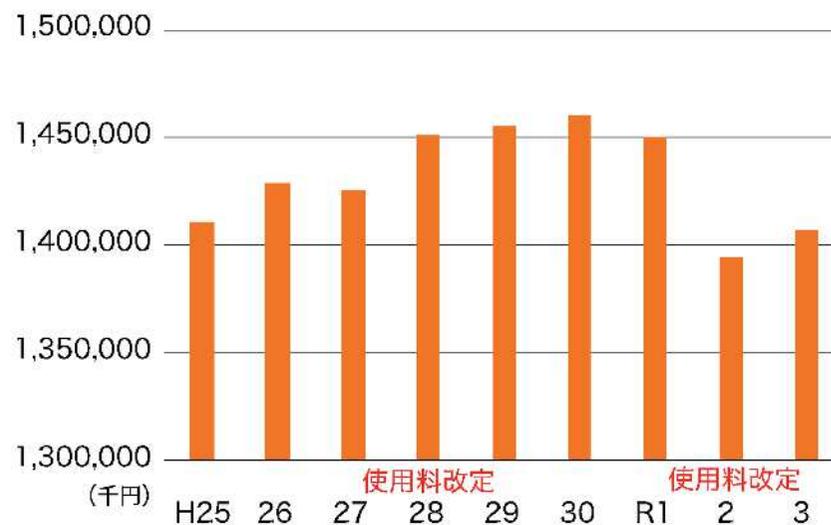
今後30年間における50年経過管きよの延長割合
（出典：武蔵野市下水道総合計画（2023））

カネの現状

- ・近年は、市内の人口は増加傾向にあるものの、市民の節水意識の高まりや製品の節水能力の向上に伴い、有収水量は減少傾向にある。
- ・下水道使用料体系は従量制度及び累進制度を採用しているため、使用料単価が高い事業者や飲食店による有収水量の減少により、令和2年4月に使用料の改定を行ったにも関わらず減収となっている。



行政人口と有収水量の推移
(出典: 武蔵野市下水道総合計画(2023))



下水道使用料収入の推移
(出典: 武蔵野市下水道総合計画(2023))

武蔵野市下水道事業の課題

ヒト

- ・近年の技術系職員の減少傾向も踏まえ、限られた技術系職員において現状業務に対応できるようにするため、技術や知識の習得機会を継続的に設けていく必要がある。
- ・長期包括業務委託の試行導入に伴い業務実施方法や体制が大きく変わるため、職員のマネジメント力向上などの導入上の課題に対応していく必要がある。

モノ

- ・急増する老朽化施設に対し、「ストックマネジメント計画」に基づき、優先順位を付けた計画的な点検・調査により施設の状態を把握しながら、効率的に修繕・改築を実施していく必要がある。
- ・維持管理情報の蓄積は、「ストックマネジメント計画」の精度向上につながるため、点検・調査結果を反映した計画の見直しを定期的に行っていく必要がある。

カネ

- ・「ストックマネジメント計画」に基づく計画的・効率的な改築を実施する等、継続的にコストの縮減を図る一方で、今後の大型事業に備えて財源の確保が必要となる。
- ・公共下水道の設置または改築に要する費用の補助金は、要望額を満額受けられていないことから、交付要件化等の動向を注視し、重要な財源である補助金を積極的に確保していく必要がある。

武蔵野市下水道施設長期包括業務委託の概要と効果

委託名称	武蔵野市下水道施設長期包括業務委託		
事業期間	4年間(令和6年4月1日～令和10年3月31日)		
受託者	むさしの下水道管路共同企業体		
業務委託料	1,591,685,700円(込)	業務実施範囲	武蔵野市内全域 (一部市外を含む。)
対象施設	管路施設(管きよ、マンホール、公共ます、取付け管、吐口、伏越し)、雨水貯留浸透施設、下水道用地、ポンプ施設(一部業務)		
対象業務	(3条予算) ・統括管理業務 ・計画的維持管理業務 ・住民対応等業務 ・問題解決業務 ・計画策定支援業務	(4条予算) ・改築業務	
発注区分	仕様発注		
業務委託の主な目的	老朽化対策へ対応する執行体制の確保と経営の安定化		

【効果】

官民双方の知見を出し合い、共同企業体の構成員の連携により、下水道施設異常への実効的対処を達成し、持続可能な事業運営体制を強化できた。

昨今の下水道事業を取り巻く社会情勢

- ・下水道施設の老朽化や近い将来の大規模地震発生等、下水道事業が抱える様々な課題を解決していくことが求められている。

老朽化

全国の下水道管路の総延長は約50万kmであり、標準耐用年数50年を経過した管きよの延長が、令和5年度末時点で約4万km(総延長の約7%)となっている。20年後には約21万km(約42%)となるなど、今後は急速に老朽化が増加する見込みです。

今後も下水道施設の老朽化に伴い改築需要は増え、下水道施設の健全度を維持するためには1年当たりの改築事業費を段階的に上げていく必要があると見込んでいます。

このため、老朽化している施設の修繕・改築を确实・早期に進める必要があります。

大規模地震

関東大震災が発生してから約100年が経過するなど、近い将来の大規模地震発生の切迫が指摘される中で、下水道施設の耐震化は喫緊の課題となっています。

管路施設については、被災時の活動拠点や避難所等の排水ルート及び緊急輸送路にあるマンホールに対して耐震化を行っているところですが、引続き未対策箇所について、対策を進める必要があります。

下水道事業におけるPPP/PFIの動向

PPP/PFI推進アクションプラン(令和7年改定版)

PPP/PFI推進アクションプラン

- ・内閣府は、効率的かつ効果的であって良好な公共サービスを実現に向けて、PPP/PFIを推進するため、平成28年に定めたもの。事業規模目標の達成に向けて、毎年の進捗にあわせた改定を行い、施策の集中的な取組を強化している。
- ・令和5年度改訂版で新たにウォーターPPPの多様な官民連携方式の導入を示した。

令和7年改定の背景

PPP/PFIを更に進化させていくため、以下の4つの主要事項を柱とし、アクションプランを改定。

1.地方公共団体への支援強化

2.民間事業者を取り巻く事業環境の改善

3.地域課題の解決に資する官民連携の推進

4.フェーズフリーの視点を取り入れた官民連携の推進

PPP/PFI推進のための施策

- (1) 多様なPPP/PFIの展開
- (2) 地方公共団体等の機運醸成・ノウハウの蓄積と案件形成に向けた積極的な支援
- (3) 取組基盤の充実
- (4) 株式会社民間資金等活用事業推進機構(以下、機構)の活用

事業規模目標

○ 30兆円

令和4～令和13年度の10年間

アクションプランに基づくウォーターPPPの動向

PPP/PFI推進アクションプランの決定の背景

- 財政状況が厳しさを増す中、インフラの老朽化対策や大規模災害に備える防災・減災対策が課題となっており、真に必要な社会資本の整備・維持更新と財政健全化を両立させるために、民間の資金・ノウハウを最大限活用することは急務である。
- このような中で、PPP/PFIについて抜本的な改革を行うこととし、民間資金等活用事業推進会議における従前の決定事項の趣旨も踏まえ、新たに、その目標及び具体的取組についての包括的な方針を定めることとした。
- 本格的な人口減少社会の中で、新たなビジネス機会の拡大、地域経済好循環の実現、公的負担の抑制等を図り、経済・財政一体改革を推進するためには、様々な分野の公共施設等の整備・運営に、多様なPPP/PFIが重要であることから、内閣府において、「PPP/PFI推進アクションプラン」が策定された。
- 水道、工業用水道、下水道について、PPP/PFI推進アクションプラン期間の10年間(R4～R13)において、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式(管理・更新一体マネジメント方式)に公共施設等運営事業と併せて「ウォーターPPP」として導入拡大を図る

アクションプランに基づくウォーターPPPの動向

ウォーターPPPの概要

ウォーターPPPとは

- ・ウォーターPPPとは、令和5年に新たに位置付けられ、水道、工業用水道分野において、PPP/PFI手法のうち、より民間の運営の自由度が高いとされている公共施設等運営事業（コンセッション方式）と**管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）**の2つの手法を総称したものの。上下水道が抱える課題の解決に向けて、多くの地方公共団体でウォーターPPPの導入検討が始まっている。

管理・更新一体マネジメント方式の要件

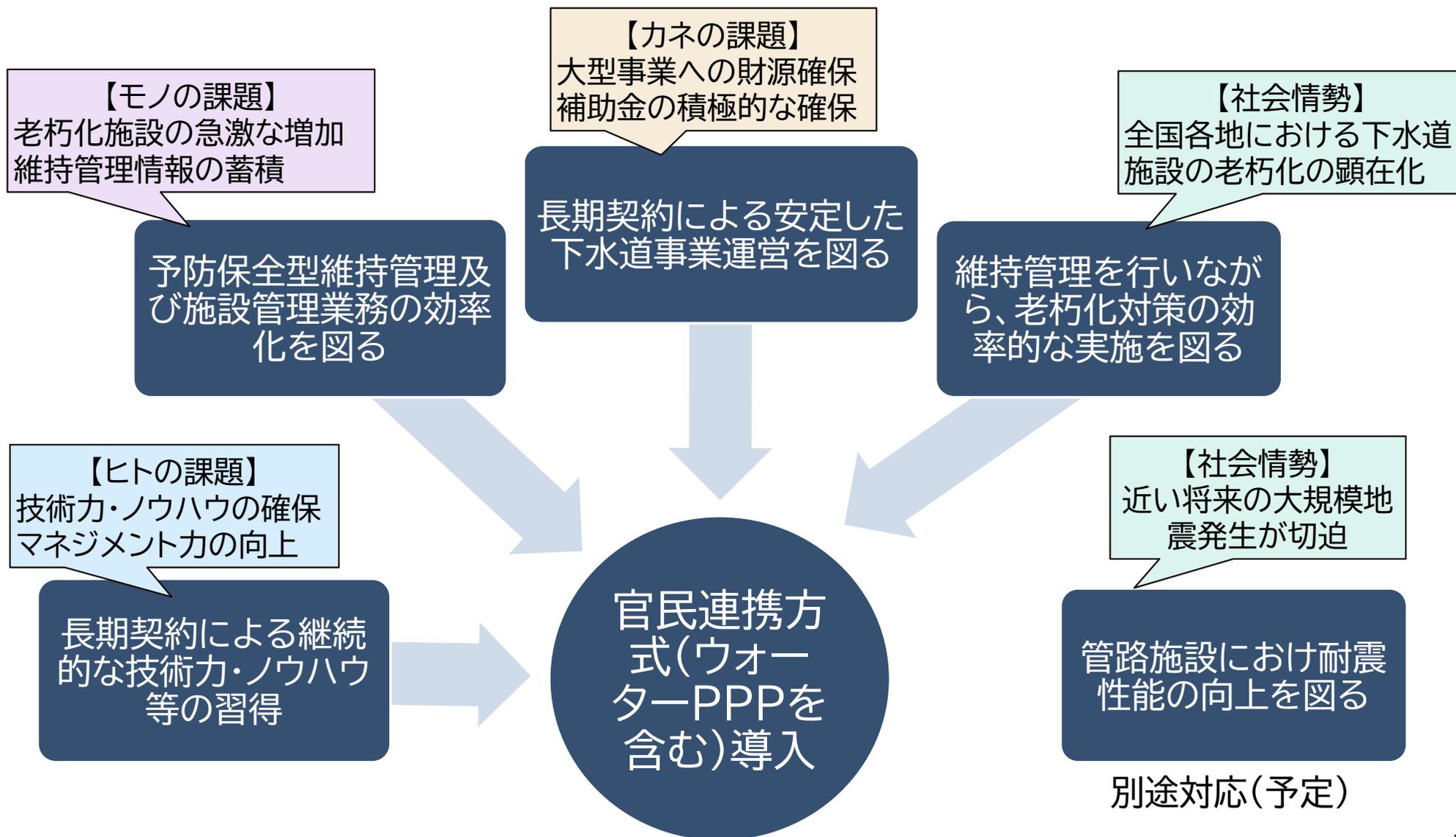
- ①長期契約（原則10年） ②性能発注 ③維持管理と更新の一体マネジメント ④プロフィットシェア

管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）は事業・経営の課題解決策の一つ



官民連携方式導入の必要性

・下水道事業が抱える課題を解決していくため、民間リソースの活用が可能な官民連携方式(ウォーターPPPを含む)導入の必要が高まっている。



3. ウォーターPPPの制度説明



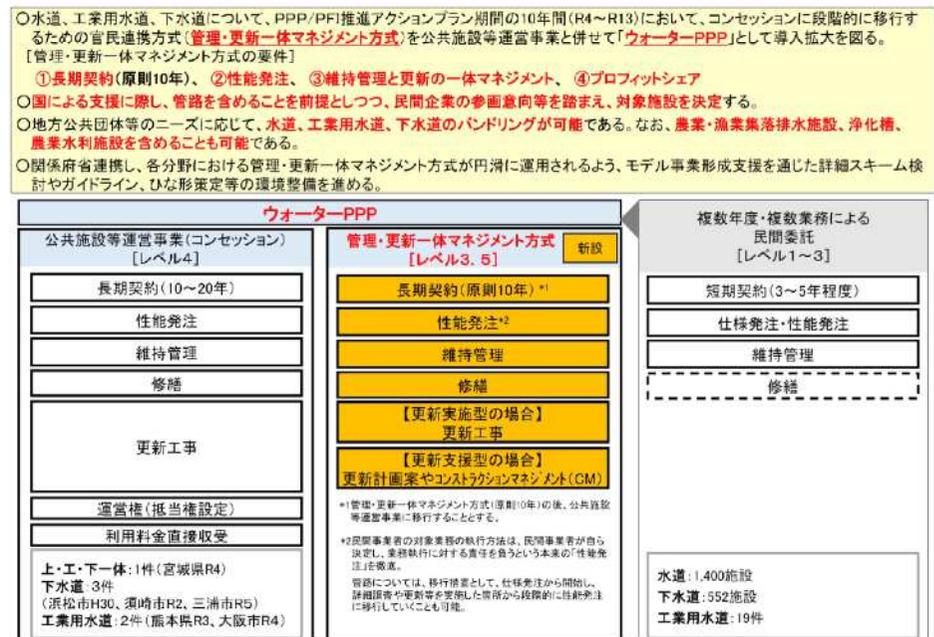
チョリさん
(雨水貯留施設)

ウォーターPPPの概要

- ウォーターPPPは、コンセッション方式(レベル4)と、管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)の総称である。

- レベル4は、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式
- レベル3.5は、レベル4に準ずる効果が期待できる官民連携方式であり、レベル4に段階的に移行することを見据え、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式

図表 1-1 ウォーターPPPの概要



出典)内閣府「ウォーターPPPの概要」(R5.6)

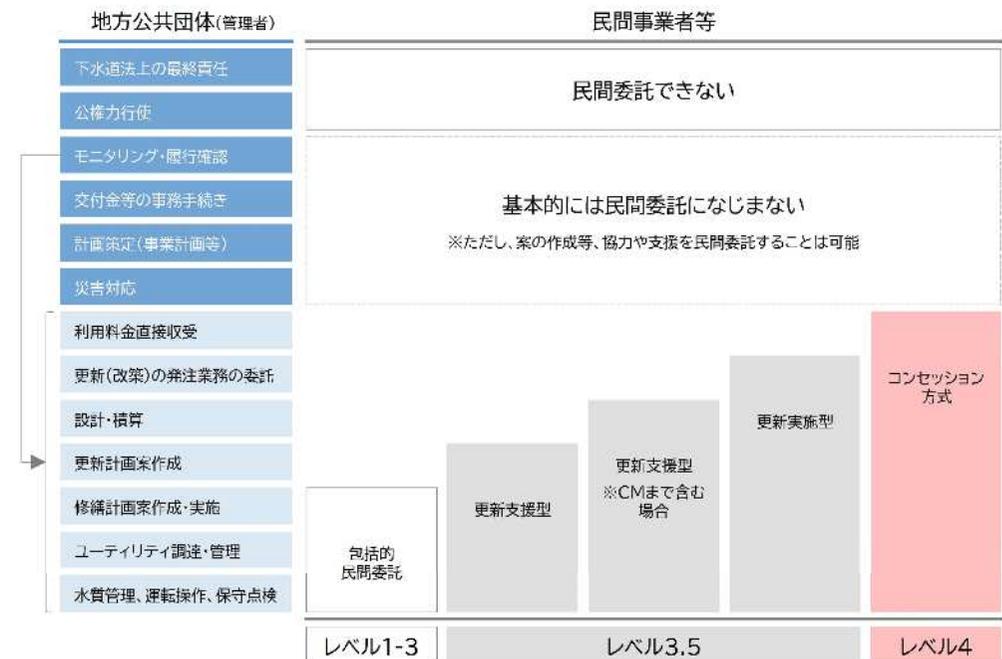
出典:「下水道分野におけるウォーターPPP ガイドライン第2.0 版」(令和7年4月 国土交通省)

レベル3.5とは

- レベル3.5は、①長期契約(原則10年)、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェアの4要件をすべて充足する民間委託である。

- レベル3.5は、レベル4に準ずる効果・メリットを期待でき、公共施設等運営権の設定を必要としないこと等から、レベル4よりも取り組みやすいもの
- レベル3.5とレベル1～3は、事業期間の長短、性能発注の程度、修繕や改築に関する業務範囲が設定されるか否かの点で大きく異なる

図表 1-2 レベル3.5の業務範囲(イメージ)



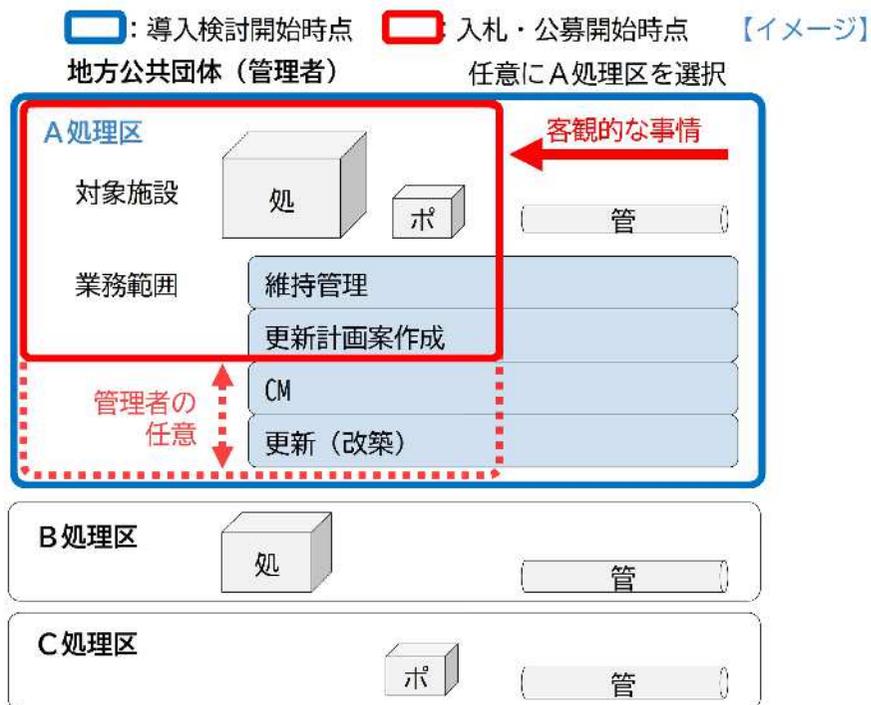
出典:「下水道分野におけるウォーターPPP ガイドライン第2.0 版」(令和7年4月 国土交通省)

対象施設・業務範囲の設定の考え方

- まずは少なくとも一つの処理区を選択し、そのすべての施設について、維持管理と更新(改築)の一体的なマネジメントの観点から関係するすべての業務を念頭に置いて、導入検討を開始する。

図表 3-1 対象施設・業務範囲設定の考え方(一例)

- 一般論として、事業規模が大きいほど期待しうる効果・メリットも大きくなり、持続性の向上等
- 少なくとも一つの処理区のすべての施設について、維持管理と更新(改築)の一体的なマネジメントの観点から関係するすべての業務(以下「すべての施設等」という。)を念頭に、導入検討を開始する必要がある
- 入札・公募の開始(書類要項等の公表)時点で、対象施設・業務範囲の設定が、少なくとも一つの処理区のすべての施設等ではない場合、この理由について、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要がある
- 「管理者の任意」部分の情報収集、「客観的な情報」の収集の詳細については、本ガイドライン基本ガイドライン基礎編(4.1、4.2)を参照



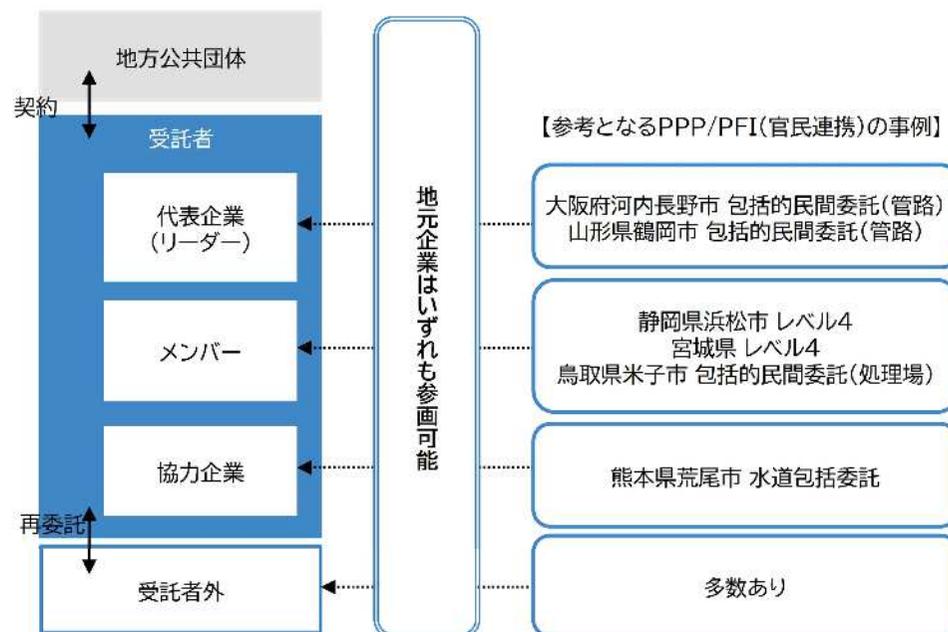
出典:「下水道分野におけるウォーターPPP ガイドライン第2.0版」(令和7年4月 国土交通省)一部加筆

地元企業の参画の考え方

- 上下水道は、地元企業の寄与によって成り立っていることも多く、上下水道の持続性の向上のためには、地元企業の協力は重要である。ウォーターPPPにおける地元企業の参画については、多様な対応が可能であるが、地域の事情に応じ、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返し等も踏まえ、管理者が適切に判断する。

図表 7-1 地元企業の参画(イメージ)

- 地域の上下水道の実情を熟知している地元企業は、上下水道の持続性向上の観点から、ウォーターPPPとの関係でも重要な存在
- ウォーターPPPにおける地元企業の参画についても、地域の実情に応じた多様なパターンが想定される



出典:「下水道分野におけるウォーターPPP ガイドライン第2.0 版」(令和7年4月 国土交通省)一部加筆

ウォーターPPPの4要件 ①長期契約(原則10年)

○ 契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組やすさ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、原則10年とする。

- 例外的な事業期間を設定する場合は、管理者がその理由を公表情報等に基づいて説明できる必要があり、想定される例外は次の通り
- 施設等の改築等のタイミングを考慮することによる事業期間の微調整
※例えば、改築等の需要が増大する期間の切れ目までを対象範囲に含む場合
 - レベル4に移行したい等の特段の意向が管理者にある場合に、客観的な情報に基づいて説明できる準備をした上で事業期間設定
 - 5年間程度の更新支援型と、10年間程度の更新実施型を組み合わせ、合計15年間程度のレベル3.5更新実施型
 - 段階的な広域型・分野横断型で一定の条件を満たす場合(詳細は、本ガイドライン実施編第2章を参照されたい。)

出典:「下水道分野におけるウォーターPPP ガイドライン第2.0 版」(令和7年4月 国土交通省)一部加筆

ウォーターPPPの4要件 ②性能発注

- 性能発注を原則とする。
 - ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。
-
- 性能発注は、管理者が求めるサービス水準を明らかにし、受託者が満たすべき水準の詳細を規定した委託であり、仕様発注よりも性能発注の方が「民間の創意工夫の発揮」が実現しやすくなるとされる
 - 十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しによる契約・要求水準等の適切な規定と、これらに基づくモニタリング・履行確認の実施が必要で、明確なリスク分担(役割、責任、費用、損害分担等)が重要である
 - 管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能 ※ただし、段階的な移行は、10年の事業期間中の移行を想定
 - 性能規定の例は、次の通り
 - 処理施設:処理後の水質が管理基準を満たしていること
 - 管路施設:人員、時期、機器、方法等は受託者に委ねた上で適切に法定の保守点検(下水道法施行5条令第12)を実施すること

出典:「下水道分野におけるウォーターPPP ガイドライン第2.0 版」(令和7年4月 国土交通省)一部加筆

ウォーターPPPの4要件 ③維持管理・更新一体マネジメント(1/3)

- 維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「更新実施型」と、更新計画案の作成やコンストラクションマネジメント(CM)により地方公共団体の更新を支援する「更新支援型」を基本とする。

- この要件の趣旨は、同一の対象施設に、維持管理と、事業期間中の維持管理を踏まえた更新(改築)に関する業務範囲が設定されることで、維持管理上の気づき等を更新計画案の作成に反映し、これに基づく改築の結果、より効率的・効果的な維持管理を期待できるといった、維持管理と改築を一体的に最適化すること
- この要件を充足するには、入札・公募書類等で、同一の対象施設に、維持管理と、事業期間中の維持管理を踏まえた改築に関する業務範囲(更新計画案作成)を設定する必要がある

図表 2-1 入札・公募書類等の記載(イメージ)

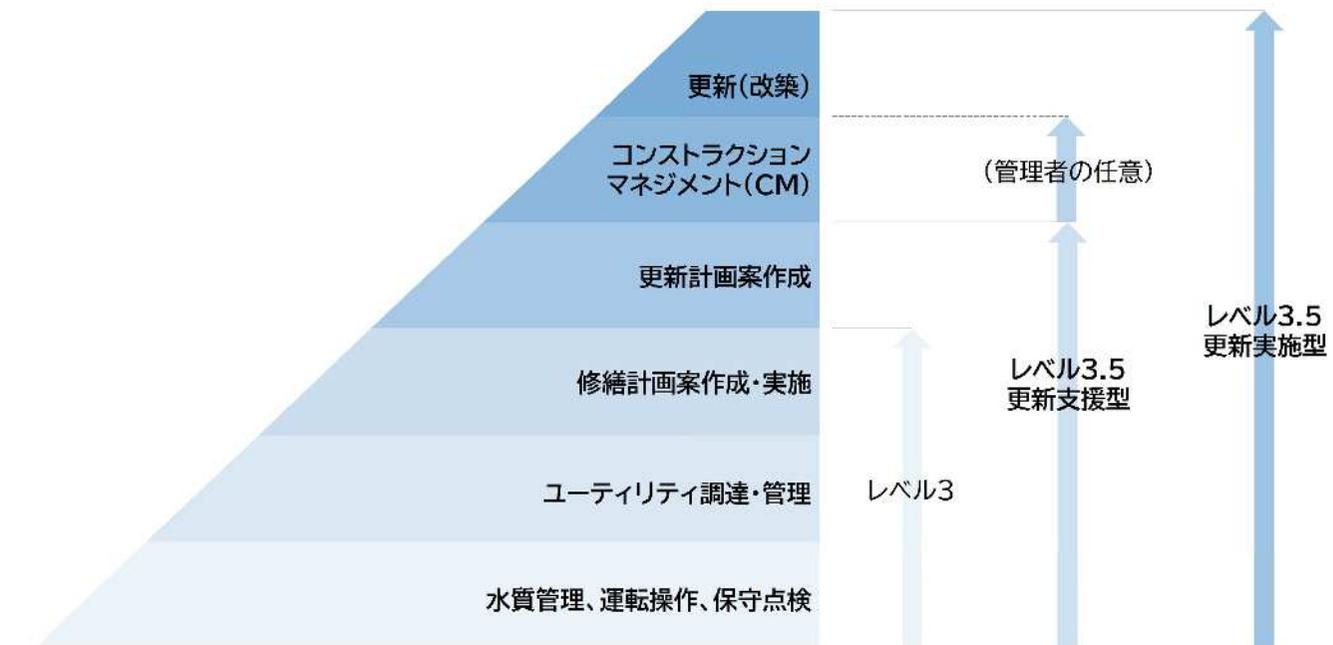
更新支援型	更新実施型
<p>■ 対象施設 【イメージ】</p> <p>本業務の対象となる施設は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 処理場 (xx浄化センター) <input type="checkbox"/> ポンプ場 (xx中継センター) <input type="checkbox"/> 管路 (幹線管きよ、枝線管きよ、マンホールポンプ、マンホール(マンホール蓋を含む)、公共汚水ます、取付管) <p>■ 業務範囲</p> <p>本業務の範囲は以下の通りとし、詳細は契約書(案)、要求水準書(案)を参照すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 対象施設の維持管理(維持、修繕) <input type="checkbox"/> 対象施設の更新計画案作成 <input type="checkbox"/> 対象施設のコンストラクションマネジメント(CM) ※含む場合 <p>■ 事業期間</p> <p>令和x(202x)年x月x日から令和xx(203x)年x月x日までの10年間とする。</p>	<p>■ 対象施設 【イメージ】</p> <p>本業務の対象となる施設は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 処理場 (xx浄化センター) <input type="checkbox"/> ポンプ場 (xx中継センター) <input type="checkbox"/> 管路 (幹線管きよ、枝線管きよ、マンホールポンプ、マンホール(マンホール蓋を含む)、公共汚水ます、取付管) <p>■ 業務範囲</p> <p>本業務の範囲は以下の通りとし、詳細は契約書(案)、要求水準書(案)を参照すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 対象施設の維持管理(維持、修繕) <input type="checkbox"/> 対象施設の更新計画案作成 <input type="checkbox"/> 対象施設の改築(の発注) <p>■ 事業期間</p> <p>令和x(202x)年x月x日から令和xx(203x)年x月x日までの10年間とする。</p>

出典:「下水道分野におけるウォーターPPP ガイドライン第2.0 版」(令和7年4月 国土交通省)

ウォーターPPPの4要件 ③維持管理・更新一体マネジメント(2/3)

- 維持管理と更新の一体マネジメントの趣旨を踏まえ、レベル3までの業務範囲を更新計画案作成まで含むものにレベルアップさせると「更新支援型」
※コンストラクションマネジメント(ピュア型CM方式)まで含むか否かは管理者の任意
- 改築の発注業務の委託まで含むものが「更新実施型」
- レベル3.5においては、実際に維持管理を実施する民間事業者等により一層効果的な更新計画案の作成を期待
- 「更新支援型」は、更新工事(改築の発注業務の委託)以外の業務を一括で受託者に委ねることができる
- 「更新実施型」は、更新工事(改築の発注業務の委託)を含めて一括で受託者民間に委ねることができ、地方公共団体の体制補完の効果が大きい

図表 2-2 更新実施型と更新支援型のイメージ

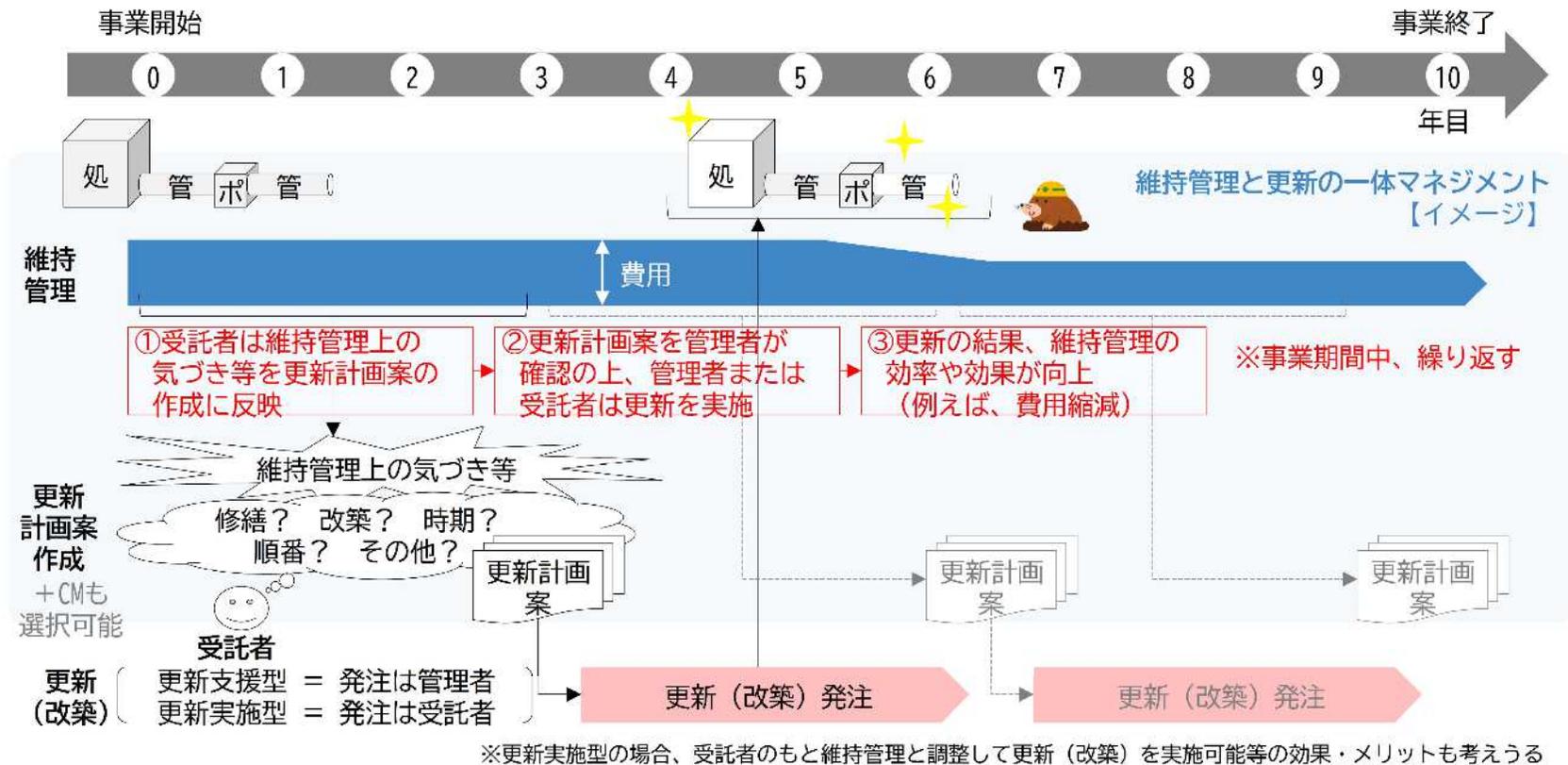


出典:「下水道分野におけるウォーターPPP ガイドライン第2.0 版」(令和7年4月 国土交通省)一部加筆

ウォーターPPPの4要件 ③維持管理・更新一体マネジメント(3/3)

- ①受託者は維持管理上の気づき等を更新計画案に反映し、②管理者が確認の上、管理者／受託者が改築を実施し、③この結果、維持管理の効率や効果が向上(例えば、費用縮減)することを事業期間中、繰り返すイメージ
- 更新計画案は、受託者が作成し、管理者の確認を経て、管理者が策定するストックマネジメント計画になりうるものを想定

図表 2-3 維持管理と更新の一体マネジメントの趣旨



出典:「下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版」(令和7年4月 国土交通省)

ウォーターPPPの4要件 ④プロフィットシェア

- 事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進するためプロフィットシェアの仕組みを導入することが必要。

図表 2-4 茨城県守谷市の先行事例(参考)

- 「プロフィット」とは「費用削減分」をいい、「シェア」は、費用削減分を官民で分配することであり、官民で分配する割合(比率)は管理者の任意
- プロフィットシェアの仕組みの導入で要件は充足し、発動の有無は問わない
- プロフィットシェアの発動条件は、事業期間中に受託者からの提案を管理者が受け、民間事業者等の入札・公募時の提案も含め契約時に約束された計画や手法等が変更されること
- 入札・公募時の要求水準を下回るような変更は、入札・公募時の競争条件の変更になるため想定外
- 受託者が費用削減分を発生させた場合も、プロフィットシェアの仕組みの発動に伴うものでなければ、分配も発生せず、費用削減分は受託者に帰属

概要とポイント・留意点

(参考)茨城県守谷市の先行事例

受託者の改善提案	<p>(乙の改善提案)</p> <p>第40条 乙は、本業務について、要求水準書に定める業務の水準を低下させることなく、要求水準書に定める手法と比較し、より効果的で効率的な手法等を提案することができるものとする。</p> <p>2 前項の乙が提案できる範囲は、委託料の額の低減を伴うものとする。</p>
要求水準の変更	<p>(要求水準書の変更等)</p> <p>第41条 甲は、自ら若しくは前条による乙の改善提案により、必要と認める場合は、乙に対して要求水準書の変更の検討を指示することができるものとし、乙は、当該指示の受理後14日以内に、当該変更が当該業務の実施に与える影響を検討し、検討結果を甲に報告するものとする。</p> <p>2 甲は、前項による検討結果を受理した場合は、当該検討結果に基づいて要求水準書を変更することができるものとし、速やかに当該検討結果に基づく変更を行うか否かを、乙に通知しなければならない。</p> <p>3 変更後の当該要求水準は、甲が乙に通知し、乙が通知を受理した日の翌日から適用されるものとする。</p> <p>4 法令等の変更により、要求水準書の内容を変更する必要性が生じたときは、第75条の定めに従うものとする。</p>
委託料の減額	<p>(要求水準書の変更に伴う措置)</p> <p>第42条 前条第2項により要求水準書を変更したときは、当該変更により、乙に増加費用又は損害(委託料の減額は除く)が生じたときは甲が負担し、乙が負担する費用の減少が生じたときは、当該費用減少分に応じて委託料を減額するものとする。</p> <p>2 前項において、甲の負担する額又は乙の委託料の減額については、甲乙協議して定めるものとする。ただし、乙の委託料の減額については、委託料の額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額を削減しないものとする。</p> <p>3 前項により、委託料の減額を行った場合においても、乙の改善提案を行った乙の責任が回避されるものではない。</p> <p>4 前条第4項の規定により、乙に増加費用又は損害(委託料の減額は除く)が生じたときの措置は、第76条の定めに従うものとする。</p>
半分は削減しない	

出典)守谷市「守谷市上下水道施設管理等包括業務委託契約書」(R4.12)

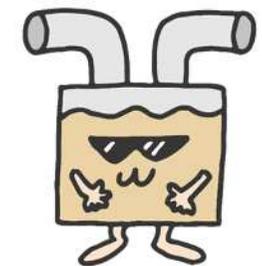
9

出典:「下水道分野におけるウォーターPPP ガイドライン第2.0 版」(令和7年4月 国土交通省)

包括的民間委託とウォーターPPPの要件の整理

項目		公共施設等運営事業 [レベル4]	管理・更新一体マネジメント方式 [レベル3. 5]	複数年度・複数業務による 民間委託 [レベル1~3]
運営権の設定		有	無	無
料金(水道・工業用水道)・ 使用料(下水道)・ 利用料金(コンセッション)	收受者	料金・使用料:自治体が收受 利用料金(PFI法):運営権者が收受	料金・使用料:自治体が收受	料金・使用料: 自治体が收受
	決定 方法	料金・使用料:条例で定める 利用料金:条例で上限設定が一般的	料金・使用料:条例で定める	料金・使用料: 条例で定める
契約期間		10年~20年(実績ベース)	原則10年	3~5年程度
維持管理	原資	利用料金	(更新実施型)サービス対価 (更新支援型)委託料	委託料
	性能発注と支払いの 仕組み(例)	<ul style="list-style-type: none"> 水質と水量等を性能指標とし、性能が発揮されている限り、契約で定めた利用料金を收受する。 従業員数や資機材使用量等は民間の自由裁量で、期中のコスト削減分は、民間の利益となる。 性能基準を満たさない場合は、減額措置等あり。 	(同左。ただし、「利用料金」を「サービス対価 もしくは委託料」に読み替える。) ※性能発注の徹底をガイドライン等で周知	仕様発注・性能発注
更新	原資	利用料金、民間資金、補助金、地方債 ※多様な組み合わせがある	(同左。ただし、「利用料金」を「サービス対価」に 読み替える。)	—
	支払い	<ul style="list-style-type: none"> 民間資金部分:利用料金で回収 補助金・地方債部分:出来高払い等 	(同左。ただし、「利用料金」を「サービス対価」に 読み替える。)	—
	自由度の確保	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者が契約全期間、5年毎、毎年度の更新計画案を策定し管理者と協議、調整、合意する。 民間事業者が各工事を実施。 	(更新実施型)同左 (更新支援型)例えば運営開始後3年毎等に 更新計画案を策定し地方公共団体に提供。	—
	プロフィットシェア	—	<ul style="list-style-type: none"> 契約後VEの活用等 (更新支援型の場合、プロフィットシェアは可 能な範囲で採用する。)	—

4. 次期事業スキームの検討状況



ゴウリュウ
(合流改善施設)

武蔵野市次期官民連携方式の概要(案)

事業期間	10年間(令和10年4月1日～令和20年3月31日)		
業務実施範囲	武蔵野市内全域(一部市外を含む。)		
対象施設	管路施設(管きよ、マンホール、公共ます、取付け管、吐口、伏越し)、雨水貯留浸透施設、下水道用地、ポンプ施設(一部業務)		
対象業務 レベル3.5 (更新実施型)	<table><tr><td>(3条予算)<ul style="list-style-type: none">・統括管理業務・計画的維持管理業務・住民対応等業務・問題解決業務・計画策定支援業務</td><td>(4条予算)<ul style="list-style-type: none">・改築業務</td></tr></table>	(3条予算) <ul style="list-style-type: none">・統括管理業務・計画的維持管理業務・住民対応等業務・問題解決業務・計画策定支援業務	(4条予算) <ul style="list-style-type: none">・改築業務
(3条予算) <ul style="list-style-type: none">・統括管理業務・計画的維持管理業務・住民対応等業務・問題解決業務・計画策定支援業務	(4条予算) <ul style="list-style-type: none">・改築業務		
発注方法	仕様発注から性能発注へ段階的な移行を想定		



- 現在の長期包括業務委託の業務範囲の拡大
- 管理・更新一体マネジメントによる業務の効率化

対象業務(案)

- ・対象業務については現在検討中のため、今後、アンケート結果等を基に変更する可能性がある。
- ・業務ごとの数量、金額については、今後実施予定の第2回マーケットサウンディング型市場調査(令和8年10月予定)の中で示す。

業務名称	分類	業務内容(想定)
統括管理業務	一元管理業務	本業務の一元管理等
	データ管理業務	データ管理等
	更新計画案作成業務	更新計画案作成
計画的維持管理業務	計画的点検調査	SM計画に基づく調査点検
	計画的清掃等	定期的に行う調査点検・清掃、用地管理等(ポンプ所の施設を含む)
	修繕設計(伏越し)	伏越し施設の調査設計
	修繕工事等(SM修繕、小規模工事、伏越し修繕)	SM計画に基づく修繕工事 小規模工事(道路工事に伴う人孔口環改修等) 伏越し施設修繕工事
住民対応等業務	住民対応業務	下水道施設に関する住民対応・苦情対応、台風待機、GW・年末年始パトロール等
	緊急対応(調査点検・清掃)	緊急的な調査点検・清掃(ポンプ所の施設を含む)
	緊急対応(維持管理)	緊急的な維持修繕工事
問題解決業務	臭気対策(調査)	臭気苦情に基づく臭気調査および対策必要箇所の特定
	現場確認・調査(各種計測機械の設置)	その他、対策必要箇所への各種計測機械の設置
改築業務	改築設計	SM計画で改築が必要と判定された路線の改築設計
	改築工事	詳細設計済路線の改築工事(検討中)
計画策定支援業務	ストックマネジメント計画 実施方針等見直し	次期SM計画の策定(ポンプ所の施設を含む)及び診断業務

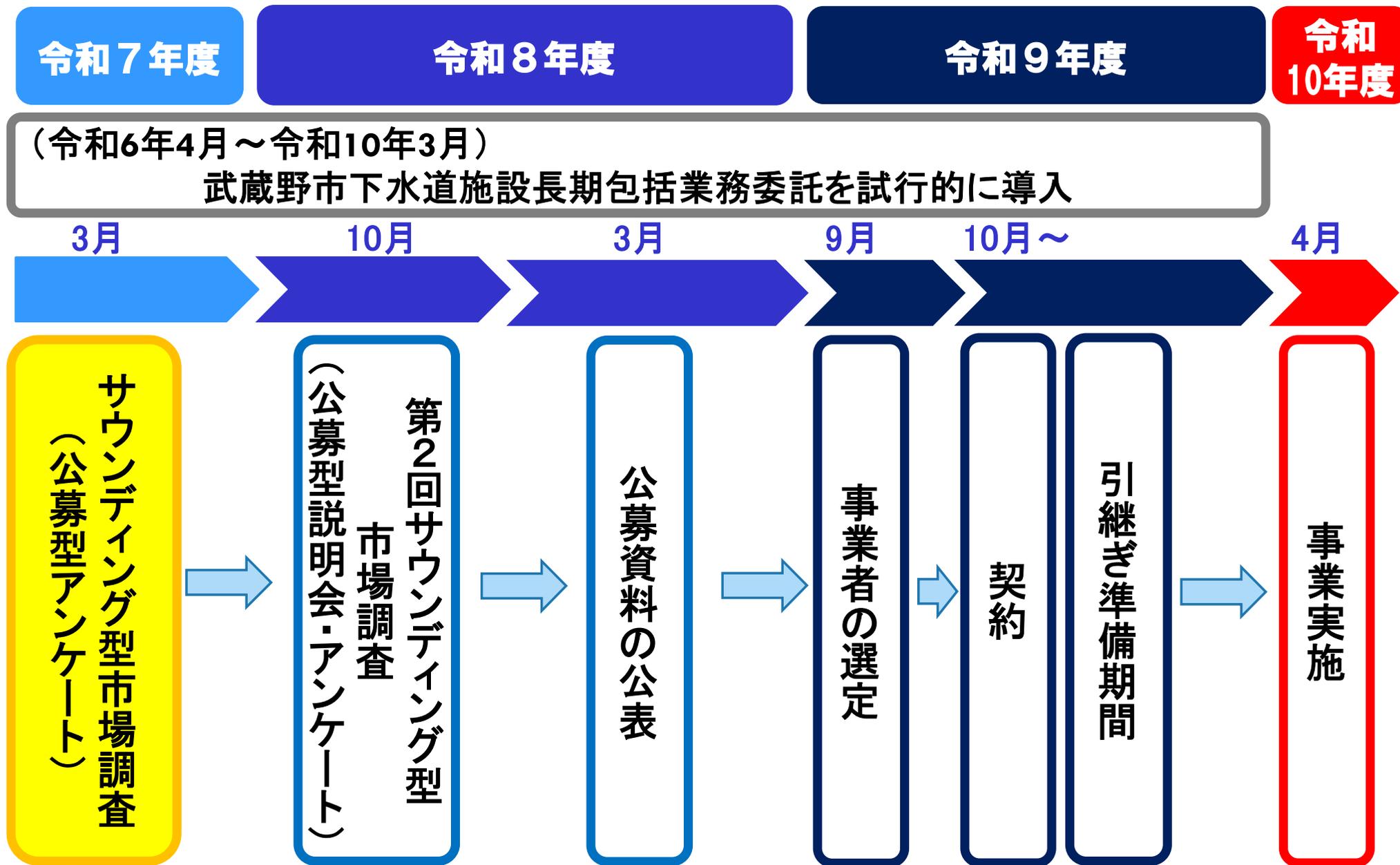
朱字は現事業の対象業務からの追加箇所である

5. 今後の予定について



タンクン
(雨水タンク)

今後のスケジュール(予定)



本日の説明会

アンケートについて

「アンケート調査票(別紙2)」をダウンロードしていただき、ご回答いただきますようお願いいたします。

○ アンケート調査

回答締切:令和8年3月19日(木)



まっすん
(雨水浸透ます)

▲ アンケートは、武蔵野市ホームページまたは下記QRコードからダウンロードが可能です。

➡ 武蔵野市下水道事業(管路施設)次期官民連携方式のサウンディング型市場調査の実施(令和8年2月24日) ID1053650

https://www.city.musashino.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/jogesuido/gesuido/1044629/1053650.html



▲ データによるアンケート提出はメールでお願いします。

➡ E-mail : SEC-GESUIDOU@city.musashino.lg.jp

○ アンケート結果の公表

令和8年5月末頃に、武蔵野市ホームページに公表する予定です。